

月の途中で新たに生活保護の受給者になった場合

(費用負担の基本的考え方)

被保険者の年齢が65歳以上の場合(第1号被保険者)

・・・介護費用のうち、9割相当額を保険給付し、1割相当額を介護扶助(ただし、介護券に本人支払額がある場合は、1割相当額から本人支払い額を控除した残りの額を介護扶助)

<例>



介護費用1,000円

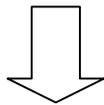
介護券に本人支払額の記載がある場合は、1割相当額から本人支払い額を控除した残りの額を介護扶助

被保険者の年齢が65歳未満の場合(第2号被保険者)

・・・介護費用の全額を介護扶助。(ただし、介護券に本人支払額がある場合は、本人支払額を控除した残りの額を介護扶助)



介護券に本人支払額の記載がある場合は、本人支払い額を控除した残りの額を介護扶助



月途中から生活保護受給者に該当した場合

N月

